とりのはね保育園　入園のしおり（重要事項説明書）

支給認定された保護者の方が、小規模保育所　とりのはね保育園ご利用に当たって、契約を締結する前に知っていただきたい内容について説明します。

**当園の入園にあたり、説明すべきは次のとおりです。**

**（１）運営主体（事業者の概要）**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者の名称 | 一般社団法人　とりのはね |
| 事業者の所在地 | 群馬県太田市藪塚町３９４９－１ |
| 事業者の連絡先 | ０２７７－５１－６２１２ |
| 代表者氏名 | 佐々木　薫 |

**（２）事業所の概要**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | | 小規模保育Ｂ型 | | | |
| 名称 | | とりのはね保育園 | | | |
| 所在地 | | 群馬県太田市藪塚町３９４９－１ | | | |
| 連絡先 | | （電話番号）０２７７－５１－６２１２  （ＦＡＸ番号）０２７７－５１－３１０５ | | | |
| 施設長氏名 | | 佐々木　薫 | | | |
| 開設年月日 | | 令和４年４月１日 | | | |
| 利用定員 | （３号） | ０歳児 | １歳児 | ２歳児 | 合計 |
| ３人 | ５人 | ７人 | １５人 |
| 当園の基本理念・方針 | | ・自然の中で様々な経験をすることによって、感情、感覚、想像力を豊かに育てていく  ・家庭と変わらない環境、手厚い保育のもとで過ごす事により、基本的な生活習慣を身に付けていく。（トイレトレーニング、着替え、生活リズムなど）  ・一人ひとりの月齢に合った働きかけをし、子どもの成長を手助けしていく。 | | | |

**（３）施設の概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 敷地 | 敷地全体 | ９７５．８９㎡ |
| 園庭 | １７３．４３㎡ |
| 園舎 | 構造 | 軽量鉄骨造 |
| 延べ | １７９．０２㎡ |

**（４）主な設備の概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設備 | 部屋数 | 備考 |
| 乳児室 | １室 | ０歳児クラス（ひよこ組） |
| ほふく室 | １室 | １歳児クラス（ひばり組） |
| 保育室・遊戯室 | １室 | ２歳児クラス（とんび組） |
| 調理室 | １室 |  |
| 便所 | １室 | 各クラス共同で使用 |
| 木浴室・その他 | １室 | 各クラス共同で使用 |
|  |  |  |

**（５）職員体制（令和６年４月１日　現在）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
| 園長 | １人 | １人 | ０人 |  |
| 主任 | １人 | １人 | ０人 |  |
| 保育士 | ６人 | ０人 | ６人 |  |
| 補助 | １人 | ０人 | １人 |  |
| 調理師 | １人 | ０人 | １人 |  |
| 事務員 | ０人 | ０人 | ０人 |  |
| 嘱託医 | ２人 | 人 | ２人 | 小児科医　歯科医 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

**（６）利用定員ごとの特定地域型保育の提供する曜日等**

【３号認定子ども（保育認定）】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提供する曜日 | 月曜日から土曜日まで | |
| 保育時間 | 保育標準時間 | 午前７時００分～午後６時００分（１１時間） |
| 保育短時間 | 午前８時００分～午後４時００分（８時間） |
| 延長保育 | 保育標準時間 | 朝：　　時～　　時 |
| 夕：午後６時００分～午後７時００分 |
| 保育短時間 | 朝：午前７時００分～午前８時００分 |
| 夕：午後４時００分～午後７時００分 |
| 開所時間 | 月～金曜日 | 午前７時００分～午後７時００分 |
| 土曜日 | 午前８時００分～午後４時００分 |
| 休業日 | 日曜日・祝日 | |
| 年末年始（１２月２９日～１月３日） | |

**（７）利用料等**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利用者負担（月額保育料） | 利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料） | | |
| 実費徴収 | 教材費 | 年１回 | 新園児1500円、在園児1200円 |
| 延長保育料 | １５分あたり | ５０円 |

※その他、臨時で徴収する必要が発生した場合は、事前にお知らせしますのでご協力ください。

**（８）支払方法**

|  |
| --- |
| ①月謝保育料は毎月1日に集金袋をお渡ししますので、５日までに現金で園に納めてください。  ②領収書の発行は保育料を納入後お渡しします。  ③実費徴収分が未納の場合は、徴収内容に関した保育の提供ができなくなります。  ④延長保育はその都度、現金で清算してください。 |

**（９）食事の提供**

　０歳児～２歳児＝完全給食（朝おやつ、昼食、午後おやつ）

　※献立表は毎月別途でお知らせします。

　※アレルギー、その他事情により給食に配慮が必要な場合は、出来る限りお子さんに合わせていきますのであらかじめご相談ください。その際は医師による診断書などの提出が必要になります。

　　食物アレルギー対応マニュアルを作成し、除去食及び代替食にて対応していきます。

**（１０）障がいをもったお子さんの受け入れ体制について**

　障がいをお持ちのお子さんを受け入れる場合には、入園申込前に障がいの様子について保護者の方

　と話し合いを持たせて頂いたうえで、保育の方法を決めさせていただきます。療育手帳や障がい手

　帳がある場合は、必ず提示ください。また医師の診断書により保育の方法を確認させていただきま

す。なお事前に伺った障がいの状態と、実際のお子さんの状態が著しく違った（障がいが重度化し

ている）時には、当園の保育士・保育体制では対応できない場合があります。その場合は入園をお

断りすることがあります。

**（１１）入園時に必要な書類**

　入園時には次の書類を提出して頂きます。

1. 入園申込書（家庭調査票・緊急時連絡票）
2. 児童票（家庭の状況）
3. 母子手帳と保険証のコピー
4. 個人情報同意書
5. 入園のしおり（重要事項説明書）の同意書
6. 延長保育利用申込書（利用者のみ）
7. アレルギー等医師の診断書、注意事項一覧
8. 利用契約書

**（１２）提供する特定地域型保育の内容**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 時間 | 保育内容 |
| 基本の保育 | ７：００（保育標準時間）  ８：００（保育短時間）  ９：３０  ９：４５  １１：１０  １１：２０  １１：５０  １２：００  １２：４５  １４：５０  １５：１０  １５：３０  １６：００ | 登園開始（保育標準時間）自由遊び  登園開始（保育短時間）　自由遊び  おやつ　手洗い　トイレ　視診　検温  朝の集まり（歌、絵本読み聞かせ）  散歩準備  散歩、リズム　製作など天候や季節に合わせた、発達に応じた活動を行う。  トイレ、うがい、手洗い、給食準備  給食  トイレ、歯磨き、着替え、検温  自由遊び、絵本読み聞かせ、検温  午睡  起床、トイレ、着替え、手洗い  おやつ  自由遊び、園庭遊び  順次降園 |
| 延長保育 | １６：００（保育短時間）　　　～  １８：００（保育標準時間）  ～  １９：００ | 延長保育  室内遊び、園庭遊び  おやつ |

**（１３）年間行事予定**

|  |  |
| --- | --- |
| 月 | 行事内容 |
| ４月 | 入園式　遠足　お花見 |
| ５月 | 子どもの日（製作）　遠足 |
| ６月 | 畑作り　遠足　　保育参観　懇談会 |
| ７月 | プール開き　七夕（製作）　遠足 |
| ８月 | プール遊び　収穫祭（夏野菜）　遠足 |
| ９月 | 夏祭り　遠足 |
| １０月 | 運動会　ハロウィンパーティー |
| １１月 | 内科検診　遠足　保育参観　懇談会 |
| １２月 | クリスマス会　遠足　餅つき　保育納め |
| １月 | 保育初め　不審者対策訓練 |
| ２月 | 節分　遠足 |
| ３月 | ひな祭り　内科検診　お別れ遠足　卒園式 |

**（１４）利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項**

【３号認定子ども（保育認定）】

|  |  |
| --- | --- |
| 利用者の内定 | 申し込み順に選考し、必要に応じで太田市が利用調整を行う |
| 利用決定 | 利用契約書の締結による |
| 退園理由 | * ３号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） * 保護者から退園の申出があったとき * 利用継続が不可能であると市が認めたとき * その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき |

**（１５）嘱託医**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 医療機関の名称 | まゆずみこどもクリニック（小児科） | 椎名歯科クリニック（歯科） |
| 医院長名 | 黛　博雄 | 椎名　俊朗 |
| 所在地 | 群馬県太田市大原４３８－１０ | 群馬県太田市大原５０９－２ |
| 電話番号 | ０２７７－３２－６５２２ | ０２７７－７８－６１１８ |

**（１６）緊急時における対応方法**

保育中、園児の体調に急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに提供医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者があらかじめ指定する医療機関に連絡をします。

【管轄する消防署】

|  |  |
| --- | --- |
| 消防署名 | 太田消防署本部　西部消防署藪塚分署 |
| 所在地 | 群馬県太田市山之神町２４３－２ |
| 電話番号 | ０２７７－７８－１１１９ |

【管轄する警察署】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 警察署名 | 太田警察署 | 藪塚本町交番 |
| 所在地 | 群馬県太田市鳥山下町４００－５ | 群馬県太田市大原町６３８－６６ |
| 電話番号 | ０２７６－３３－０１１０ | ０２７７－７８－３２３２ |

**（１７）非常災害対策**

火災や大規模な地震等の非常災害の際は、別途定められた緊急時対応マニュアルに従って迅速に園児を避難させます。最終避難場所は台地区公民館みんなの広場（藪塚町９１８－２）になります。緊急の連絡はメールや電話で行いますが、連絡のつかない場合はこちらに集合してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 防火管理者 | 佐々木　薫 |
| 消防計画届出年月日 | 提出義務なし |
| 避難訓練 | 年１２回　毎月１回 |
| 防災設備 | 消火器3本　火災探知機　ガス探知機 |
| 避難場所 | 園庭～藪塚本町教育集会所 |
| 緊急時の連絡手段 | 電話（携帯からの電話、またはLINE） |

**（１８）相談・要望・苦情窓口**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 相談・苦情受付担当者 | 佐々木　薫 | ０２７７－５１－６２１２  受付時間　午前9時～午後5時 |
| 相談・苦情解決責任者 | 佐々木　薫 |
| 園以外の相談窓口 | 群馬私学・子育て支援課 | 所在地　群馬県前橋市大手町1丁目１－１ |
| 電話　０２７２－２６－２６２６ |
| 太田市こども課 | 所在地　群馬県太田市浜町２－３５ |
| 電話　０２７６－４７－１９４３ |
| 東部児童相談所 | 所在地　群馬県太田市新田木崎町３６９－５ |
| 電話　０２７６－３１－３７２１ |

**【要望・苦情等への対応方法】**

|  |
| --- |
| 保護者からの苦情、要望への対応は原則として園長が行います。電話や訪問等で対応させて頂きます。  対応は誠実に、処置は迅速かつ適切に行うよう努力いたします。 |

**（１９）賠償責任保険の加入状況**

保育中に発生した事故の場合は、太田市、保護者に連絡をし必要な措置を講じます。また、当園の責めに帰すべき事由により園児の生命、身体、財産を損害した場合には、園の加入する賠償責任保険の範囲内で保護者に対して損害を賠償します。

1. 傷害保険

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 保険会社名 | AIG損保保険株式会社 | | |
| 保険の内容 | 死亡・後遺症 | 入院 | 通院 |
| 保険金額 | 200万円 | 日額3,000円 | 日額2,000円 |

1. 賠償責任保険

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保険会社名 | 三井住友海上 | |
| 保険の内容 | 施設の構造上の欠陥や、管理不備による対人・対物事故 | |
| 保険金額 | 1名　保険金額最大1億円 | 1事故・1請求　保険金額最大1億円 |

**（２０）秘密の保持と個人情報の保護**

|  |  |
| --- | --- |
| 園児とその保護者に関する秘密の保持について | ・園及び職員は、業務上知り得た園児や保護者の個人情報について正当な理由なく第三者に漏らすことはない。  ・この秘密を保持する義務は園児の卒園後も継続する。  ・また職員は、退職後もその秘密を保持する義務があることを雇用契約において契約する。 |
| 個人情報の保護について | ・当園は、園児の保護者から文書で同意を得ない限り、園児の個人情報を用いない。園児の家族や保護者についても同様である。  ・当園は園児とその保護者に関する個人情報が含まれる記録物については最大の注意をもって管理し、処分する際にも第三者への漏えいを防止するよう努める。 |

**（２１）園虐待防止のため、虐待防止に関する責任者、及び職員の禁止行為**

|  |  |
| --- | --- |
| 虐待防止責任者 | （職名）主任　　　　　　　　　（氏名）佐々木　美菜 |

　当園の職員は次の行為は行いません。

　・在園児への虐待、及び暴力行為　　・医師からの指示、保護者の同意を得ていない医療行為

　・特定の園児に対する特別扱い　　　・職員の施設内での飲酒、喫煙

　・園児または保護者に対しての迷惑行為（宗教活動、政治活動、営利活動など）

**（２２）連携施設**

|  |  |
| --- | --- |
| 連携施設の名称 | めだか保育園 |
| 連携施設の種類 | 地域裁量型認定こども園 |
| 連携協力の概要 | ☑　保育内容の支援  　□　給食に関する支援  　□　嘱託医（健康診断）  　☑　園庭の開放  　☑　合同保育  □　代替保育の提供  ☑　卒園後の受け皿の設定 |

令和６年度

入園のしおり

（重要事項説明書）

一般社団法人とりのはね

小規模保育施設

とりのはね保育園